

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

—最低制限価格制度の実現に向けて—

東京都印刷産業政治連盟（東政連・森永伸博会長）は、東京都財務局が工事だけに適用している「最低制限価格制度」を業務委託で運用するための検討を始めるとの方針を受け、早速、森永伸博会長、木村篤義幹事長、斉藤成副幹事長が11月18日（水）東京都財務局を訪問し意見交換を行った。

東京都財務局との意見交換概要（1）

＜東政連＞

東京都の印刷物発注は平成18年9月より「物品購入」から「請負契約」として扱われているが、ダンピングを排除した適正入札への次のステップとして「最低制限価格制度」を導入して頂きたい。従来は、良い印刷製品を安価で納入すればよかったが、社会的な要請として従業員の労働条件改善、環境対策、情報セキュリティ対策などが求められ、その対応には費用負担を伴う。若干コスト増になっても優良な印刷会社へ発注してもらいたい。それには「最低制限価格制度」による下支えが必要である。

＜東京都＞

11月5日に開かれた都議会財務委員会で、現在、「工事」にだけ適用している「最低制限価格制度」を業種・営業種目ごとの業務特性や品質確保に必要な定義の精査、都民サービスに関わる効果などを検証した上で、「業務委託」でも運用するための具体的な検討を始めると説明した。

また、品質確保と適正価格での受注を促すため、「総合評価方式」で「1対1」であった技術点と価格点の評価配分を「2対1」と技術点を重視するよう変更し、平成27年4月より運用を始めている。

現状、契約額400万円程度の入札案件が多いようであり、最低制限価格設定は70%（280万円）から80%（320万円）を下支えするよう取り組んだほうがよいのではないかと。設定する契約額によって制度設計が異なってくる。

＜東政連＞

100万円未満の小額な契約は除き、3,000万円を超え

る契約も少ないことから、「最低制限価格制度」の対象は100万円あるいは200万円以上から3,000万円ぐらいの間としてはどうか。

また、1,500万円以上は「総合評価方式」あるいは企画・提案能力のある者を選ぶ「企画提案（プロポーザル）方式」を採用してはどうか。

＜東京都＞

「最低制限価格制度」の導入により、契約額を高め、設定し税金を多めに投入することになるので、都民に説明する必要がある。

また、自民党を含めた意見交換で要望のあった「GP認定制度」は、既に「総合評価方式」の環境配慮審査ポイントに含まれている。GP認定制度による印刷物や環境への配慮は、東京都も認識を深めているので、引き続き高品質な印刷物を納入してもらいたい。

＜東政連＞

落札価格の公表は多くの自治体で行われているが、その殆どは「落札総額」である。一般財団法人の経済調査会や建設物価調査会において、印刷物の積算根拠は大きく分けて「企画・デザイン」、「編集・入力」、「製版・刷版」、「印刷・製本」、「用紙代」、「梱包・運送費」、「諸経費（営業費）」の項目に分けられる。印刷会社にとって「総額」での見積提出が一般的であるが、落札後に工程毎の積算明細が併せて公表されることを望む。なぜなら、極端なダンピングを行った場合、例えば用紙代を0円とか営業費を0円とか無理をした積算内容になっている筈である。落札後に積算明細が公表されることにより、ダンピングの排除に繋がると考えられる。

東京都財務局との意見交換概要(2) 平成28年度東京都予算等に対する要望—概算要求の状況(1)

＜東京都＞

印刷物の品質基準は当然美しさもあるが、製造過程のプロセスも含めて品質であると考えている。環境への配慮、情報セキュリティ対応、障害者の就労支援、女性の雇用促進など行政が目指す価値を取り入れてい

きたい。そのために税金を多く投入することについては、都民の理解を得ることができると考えられる。

＜東政連＞

社会にとって健全な企業の育成のために、印刷会社の実情をご理解頂きたい。

平成 28 年度東京都予算等に対する要望—概算要求の状況

東京都議会自民党へ昨年9月7日に提出した「東京都予算に対する要望」について、同党より検討経過報告として、1月5日付文書にて以下のとおり回答があった。

要望項目1. ものづくり地場産業に対する支援

ものづくり企業が集積の強みを活かし、技術の高度化や付加価値の高い製品づくりなどに他社と連携して取り組んでいくことは重要です。このため都では、地域におけるものづくり産業の活性化に向け、開発・生産・販路開拓を共同で行う中小企業グループに対し、設備投資等の必要な経費の一部を助成するとともに、経営・技術など各分野の専門家を派遣し支援しており、今後も引き続き着実な支援を実施してまいります。

また、中小企業団体等が異業種との連携・交流事業などを含む業界の課題の解決に資する事業計画の立案や実施に際し、中小企業診断士等の専門家を派遣するとともに、その計画実施に要する経費の一部を助成しております。今後は、将来の発展を目指した中小企業団体等の意欲的な取り組みをさらに引き出していけるよう、支援の一層の充実を検討してまいります。

要望項目2. 東京都発注印刷物の入札方法の改善

(1) これまで、印刷物については、製作費が高く、工事等と同じようにやり直しがきかないものは、最低制限価格制度若しくは低入札価格調査制度の対象としてきましたが、それに満たない印刷物については、作成途中での手直しが容易であり、また個々の納品物の完成度に問題はなかったことから、直ちに最低制限価格の適用を検討する状況ではないと考えていました。しかし、予定価格に比して契約額が大きく低下している事例が一部あり、改正品確法の趣旨でもある担い手の育成確保など、発注者として責務を全うしていくことも必要と考えられることから、今後は最低制限価格制度の適用の是非についても検討していきます。

(2) 平成25年度には、価格競争ではなく、技術面の審査を行う企画提案方式による契約を試行するとともに、平成26年度及び27年度には、価格及び品質等を総合的に考慮する必要がある案件について、総合評価方式での契約を試行するなど、品質をより確保するための取り組みを実施しています。

(3) 価格だけではなく、価格以外の品質等を高めることを目的として、価格及び品質等を総合的に考慮する必要がある案件については、総合評価方式を導入することは可能です。平成25年度に、印刷案件で、企画提案方式による入札を1件試行し、平成26年度及び27年度では総合評価方式で1件試行しました。

また、平成26年度に実施した総合評価では、「情報セキュリティの維持・向上のための取り組み」の評価項目として設定し、実際にプライバシーマーク付与事業者へ加点するなど各種認定を評価に活用しています。平成27年度の案件では「グリーンプリンティング認定」を新たに評価項目として追加するなど、納品までの作成プロセスも重視した評価内容としています。今後とも総合評価方式の施行の検証を踏まえながら、総合評価方式の拡大を図っていきます。

平成28年度東京都予算等に対する要望—概算要求の状況(2)

要望項目3. メディア・ユニバーサルデザイン (MUD) の採用・普及

都は、東京都福祉のまちづくり条例施設設備マニュアルにおいて、色覚障害のある人の特性や読みやすい色の組み合わせなどを解説しています。

要望項目4. BCP策定への取り組みに対する支援

都は、都内中小企業の防災力向上を図るため、BCP策定支援講座の開催や当該講座の受講企業を対象とした専門家派遣により、BCPの策定支援を行うとともに、BCP策定済の企業に対するフォローアップセミナーを開催しています。

BCP策定支援講座は、企業が参加しやすいよう年間10回に分けて開催しています。このうち6回は業種に関係なく参加でき、業種指定している4回についても2回は製造業者を対象に実施しています。

さらに、中小企業団体向けにBCP策定セミナーの開催や組合員向けマニュアルの作成、研修の実施などへの支援のほか、BCPを策定した製造業者が行う建築物の耐震化への取り組みに対しても助成を行うなど、幅広い支援に取り組んでいます。

また、区市町村が地域の振興策として実施するBCP関連施策の取り組みを支援すると共に、BCPパンフレットや取り組み事例集を区市町村へ配付するなど、区市町村との連携も進めているところです。

引き続きこうした支援策を着実に実施すると共に、情報資産の保全などをはじめとするBCP策定に役立つ情報を発信するなど、中小企業の取り組みを様々な角度から支援してまいります。

要望項目5. 女性が活躍できる職場環境づくりへの取り組みに対する支援

労働力人口が減少している中、経済・社会に活力をもたらすためには、女性の活用・活躍に向けた取り組みの推進が必要です。そこで、今年度から、男女を問わず、中小企業の人事権を持つ管理職等を対象に、女性の能力発揮を進めるための目標や計画の作成方法などに関する研修を実施し、研修修了者を「女性の活躍推進責任者」として任命した企業に対して、奨励金を支給する事業を開始したところです。

研修では、受講後に企業において具体的な取り組みにつなげて頂けるよう、女性の活躍推進に関する法令等の知識の習得をはじめ社内規定整備の演習までを盛り込んだ構成になっていることから、半日単位で3日の研修期間を設けております。

女性が活躍できる職場環境づくりについての理解をより一層広めていくために、今後は、忙しい中小企業の管理職等の方々でも受講頂けるような研修日程の設定や、幅広い受講機会の提供について検討してまいります。



FUJIFILM
Value from Innovation

FFGSは、
戦略的『省資源』で、
トータルコストダウンを
支援いたします。

「減らす」がつくる、クオリティ

FUJIFILM
SUPERIA

富士フイルム グローバル グラフィック システムズ株式会社 ホームページ <http://ffgs.fujifilm.co.jp>
本社 〒106-0031 東京都港区西麻布二丁目26番地30号 富士フイルム西麻布ビル 03(6419)0300

東京都印刷工業組合「新春の集い」に議員連盟議員が出席 —3党から印刷産業へ支援メッセージ—

自民・公明・民主三党の議員連盟議員 16 名が、1 月 6 日、パレスホテル東京で開催された東京都印刷工業組合「新春の集い」に来賓として出席し、各党の代表議員から印刷業界の発展に向け熱いメッセージが送られた。

■自由民主党

秋田一郎議員

東京都の契約で印刷業界から長年にわたり要望のあった「最低制限価格制度」の導入に向けて、具体的に検討を始めている。実現するよう責任をもって取り組んでいきたい。

崎山知尚議員

東京の地場産業である印刷業界の発展のために様々な面でしっかりとサポートしていきたい。2020 年東京オリンピック・パラリンピックが、皆様のビジネスチャンスとなるよう取り組んでいきたい。



■公明党

鈴木かんたろう議員

2020 年 7 月 24 日のオリンピック・パラリンピック開会まで、あますところ 1661 日しかなく、あっという間の 4 年間になると思う。本年 8 月 21 日にリオデジャネイロオリンピックが終わると、一気に東京オリンピック・パラリンピックに世界の目が向けられる。このチャンスを活かしながら、印刷業界の皆様と手を携え進んでいきたい。また東京都の契約関係である「最低制限価格制度」の導入については、皆様の要望に応えられるよう、自民党と相談しながら対応していきたい。



■民主党

石毛しげる議員

先日、ある印刷会社でお伺いした話では、活版印刷の時代は活字を拾う仕事で最も収入が高く、巧、技に長けていた活字拾いは高給取りであった。印刷会社は日進月歩の先頭に立っていると実感している。世界に発信できる印刷業界となって頂けるよう支援していきたい。



平成28年度税制改正(中小企業・小規模事業者関係税制) ＜中小企業庁発表＞(1)

東政連では、中小企業の経営基盤強化・活性化に向けた支援として、各種税制について自由民主党東京都連合会を通じて要望してきた。以下に平成28年度中小企業・小規模事業者関係の税制改正について抜粋して紹介する。

■中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

マイナンバーや消費税複数税率対応で事務負担増が集中する中小企業を支援するため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年延長する。

改正概要 【適用期間：2年間（平成29年度末まで）】

○中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）することを認める措置。

○適用対象者から従業員1,000人超の法人を除外し、適用期限を2年延長する。

		取得価額	償却方法	
中小企業者のみ	⇒	30万円未満	全額損金算入（即時償却）	
全ての企業	⇒	20万円未満	3年間で均等償却 ^(注) （残存価額なし）	} 本則
		10万円未満	全額損金算入（即時償却）	

(注) 20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

■中小法人の交際費課税の特例

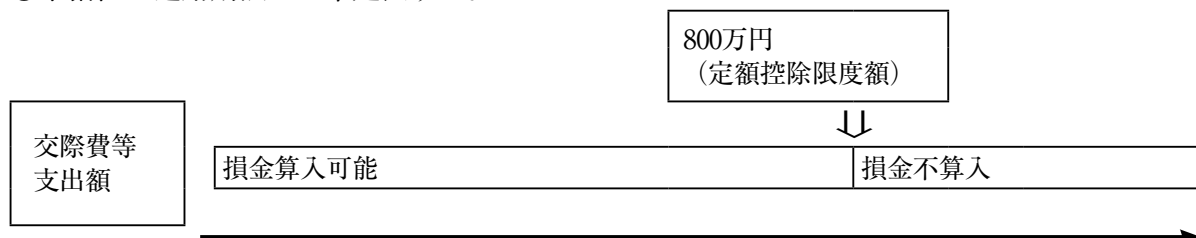
(法人税、法人住民税、事業税)

○交際費は事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段が限られる中小法人を支援するため、適用期限を2年延長する。

改正概要 【適用期間：2年間（平成29年度末まで）】

○法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として定額控除限度額（800万円）までの損金算入を認める措置。

○本措置の適用期限を2年延長する。



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費、その他の費用。得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】

- ・平成26年度税制改正で創設された、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置（大法人も適用可能）についても、適用期限を2年延長（平成29年度末まで）。
- ・中小法人については、定額控除限度額（800万円）までの損金算入との選択適用が可能。

平成28年度税制改正(中小企業・小規模事業者関係税制) ＜中小企業庁発表＞(2)

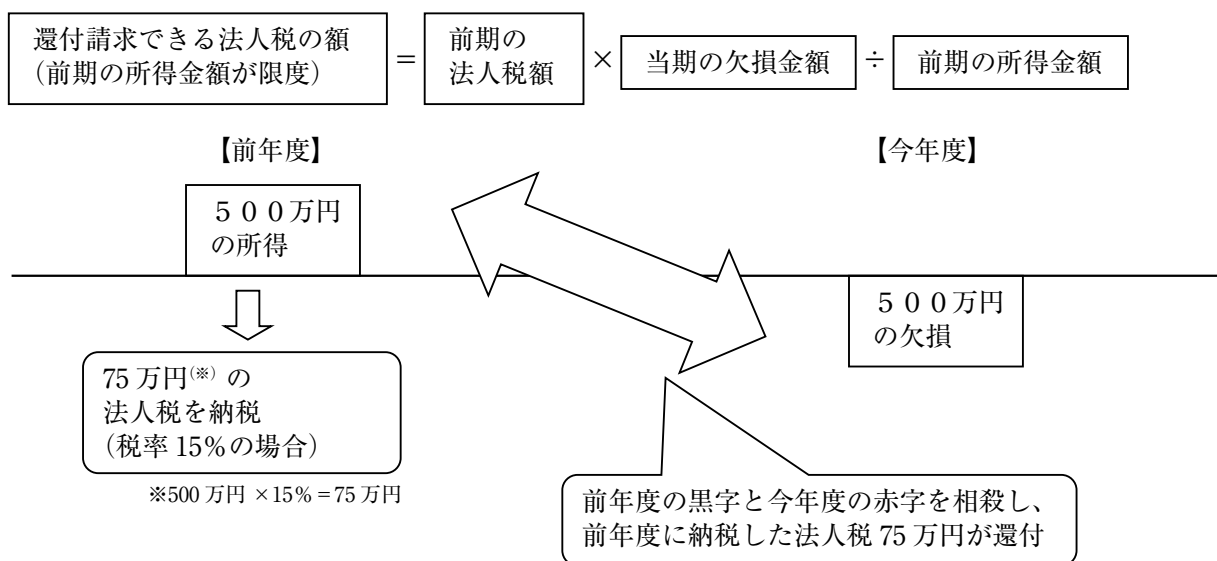
■欠損金の繰戻しによる還付制度の延長

(法人税)

- 欠損金が生じた場合、前年度に支払った法人税の繰越還付を受けることができる措置。適用期限を2年延長。

改正概要 【適用期間：2年間（平成29年度末まで）】

＜還付できる法人税額の計算式＞



■個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設等

(相続税、贈与税、所得税、個人住民税)

- 個人事業主は需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在であり、個人事業主の「事業の持続的な発展」のため、事業継承の円滑化が必要。
- 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、既存の事業用の宅地についての特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

【平成28年度与党税制改正大綱（抜粋）】

- 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継承が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。
- 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事情に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

—東京都印刷産業議員連盟議員—

<東京都議会自由民主党>



立石 晴康 氏

選挙区：中央
〒103-0004
中央区東日本橋 1-2-12

電話 03-3864-0077/FAX 03-3865-4650



内田 茂 氏

選挙区：千代田
〒101-0063
千代田区神田淡路町 1-13

電話 03-3251-4888/FAX 03-3251-4886



三宅 茂樹 氏

選挙区：世田谷
〒154-0001
世田谷区池尻 2-20-12-103

電話 03-5481-1500/FAX 03-5481-2300



こいそ 明 氏

選挙区：南多摩
〒206-0012
多摩市貝取 1449-1

電話 042-389-6300/FAX 042-372-8655



高島 なおき 氏

選挙区：足立
〒120-0034
足立区千住 4-9-7

電話 03-3881-0007/FAX 03-3881-0606



宇田川 聡史 氏

選挙区：江戸川
〒134-0084
江戸川区東葛西 1-37-24

電話 03-3687-7007/FAX 03-3869-7101



中屋 文孝 氏

選挙区：文京
〒112-0001
文京区白山 2-24-7

電話 03-3818-0077/FAX 03-3815-0070



秋田 一郎 氏

選挙区：新宿
〒160-0023
新宿区西新宿 4-11-13-103

電話 03-3374-2535/FAX 03-3376-1188



山崎 一輝 氏

選挙区：江東
〒136-0076
江東区南砂 2-28-15

電話 03-3648-3111/FAX 03-3648-1242



崎山 知尚 氏

選挙区：荒川
〒116-0011
荒川区西尾久 3-20-3 2階

電話 03-3800-7772/FAX 03-3800-8882



堀 宏道 氏

選挙区：豊島
〒171-0014
豊島区池袋 2-22-3
池袋サンハイツ 1101

電話 03-6906-8455/FAX 03-6906-8458



かんの 弘一 氏

選挙区：港
〒108-0071
港区白金台 3-17-4

電話 03-3445-8211/FAX 03-3445-5155

<都議会公明党>



鈴木 かんたろう 氏

選挙区：荒川
〒116-0001
荒川区町屋 3-16-15

電話 03-3895-7726/FAX 03-3895-7727



木内 よしあき 氏

選挙区：江東
〒136-0072
江東区大島 5-34-10-1003

電話 03-5628-5618/FAX 03-5628-5620



長橋 けい一 氏

選挙区：豊島
〒170-0012
豊島区上池袋 3-25-11

電話 03-3983-8260/FAX 03-3983-8200



東村 くにひろ 氏

選挙区：八王子
〒192-0051
八王子市元本郷町 4-20-25
元本郷田口ビル 302

電話 042-620-4405/FAX 042-620-4402



谷村 たかひこ 氏

選挙区：北多摩第一
〒207-0015
東大和市中央 4-9-22-18
サンライズビル 201

電話 042-565-2312/FAX 03-6368-4970



加藤 まさゆき 氏

選挙区：墨田
〒131-0044
墨田区文花 2-16-10

電話 03-5247-1833/FAX 03-5247-1833

<都議会民主党>



酒井 大史 氏

選挙区：立川
〒190-0012
立川市曙町 2-34-6
小杉ビル 803

電話 042-528-6522/FAX 042-528-6525



石毛 しげる 氏

選挙区：西東京
〒188-0014
西東京市芝久保町 3-6-23

電話 042-460-0855/FAX 042-460-0856



大西 さとる 氏

選挙区：足立
〒121-0816
足立区梅島 1-12-6
高橋ビル 2階

電話 03-3849-7847/FAX 03-3849-7846



中山 ひろゆき 氏

選挙区：台東
〒111-0034
台東区雷門 1-12-12
鈴木ビル 3F

電話 03-3841-4155/FAX 03-3841-4423

東京都印刷産業政治連盟への加入のお願い

業界団体では解決しにくい印刷業界関連の課題解決に向け、政治組織の力を結集して政策要望を実現させるために、東京都印刷産業政治連盟（東政連）への加入をお願いいたします。

●東政連活動の成果

東京都印刷産業議員連盟議員と連携して、行政へ具体的な要望を提示し働き掛けることで、これまで次の成果を上げています。

1. 用途地域第二種特別工業地区の制限を 150㎡から 500㎡へ緩和
2. 印刷重点の都立中央・城北職業能力開発センターを開校
3. 都発注印刷物の請負契約を実現

●平成 28 年度東京都政への要望事項

- (1) ものづくり地場産業に対する支援
- (2) 東京都発注印刷物の入札方法の改善
- (3) メディア・ユニバーサルデザイン（MUD）の採用・普及
- (4) B C P 策定への取組みに対する支援
- (5) 女性が活躍できる職場環境づくりへの取組みに対する支援
- (6) 中小規模企業の実態に即した融資・助成金等施策の運用

東京都印刷産業政治連盟加入申込書

平成 年 月 日

貴連盟の趣旨に賛同し、加入いたします。

所在地	(〒 -)		
企業名		所属支部	
代表者		申込者	
電話	()	ファクシミリ	()
所属団体 ☐ に✓を付けて下さい。	☐ 東京都印刷工業組合 ☐ 東京グラフィックサービス工業会共済会 ☐ 東京グラフィックコミュニケーションズ工業組合 ☐ 東京都製本工業組合 ☐ 日本印刷機材協議会 ☐ 関東複写センター協同組合 ☐ 東京スクリーン・デジタル印刷協同組合 ☐ その他 ()	機関紙購読料 (会費)	[申込口数] 月額 300 円 × 12 ヶ月 = 3,600 円 × ____ 口 [払込方法] 後日お送りする請求書 に振込先口座を記載、 また郵便振替払込取扱 票を同封します。 ☐ 銀行振込 ☐ 郵便振替払込

加入申込みは、本紙を東政連事務局へファクシミリ（03-3551-1642）でお送り下さい。